

家庭の環境アクション推進事業 助成対象事業者募集要領

(制定) 令和 7 年 4 月 25 日付 7 都環公地温第 836 号

1 件名

家庭の環境アクション推進事業

2 事業概要

東京都（以下「都」といいます。）が掲げる 2050 年ゼロエミッション東京の実現に向けて、エネルギー小売事業者を介して行う都民の環境アクション（脱炭素に係る行動変容）の推進に繋がる新たなビジネス創出のための実証を支援します。本事業の助成対象事業者は、家庭の環境アクション推進事業実施要綱（令和 7 年 3 月 4 日付 6 環気地第 251 号。以下「実施要綱」といいます。）第 4 2（1）のとおり、エネルギー小売事業者であって、実施要綱第 4 1（1）の公募に参加し、実証事業が採択された事業者等です。なお、本事業におけるエネルギー小売事業者は、都内（島しょ部を含む。）の家庭にエネルギーを販売するエネルギー小売事業者（一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（小売電気事業者又は登録ガス小売事業者、液化石油ガス販売事業者。小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」又は「代理」を行う者、高圧一括受電事業者を含みます。））とします。

また、公募に参加できる応募者は、本募集要領 4 に規定する要件をすべて満たすものとします。実施スキームは以下のとおりです。

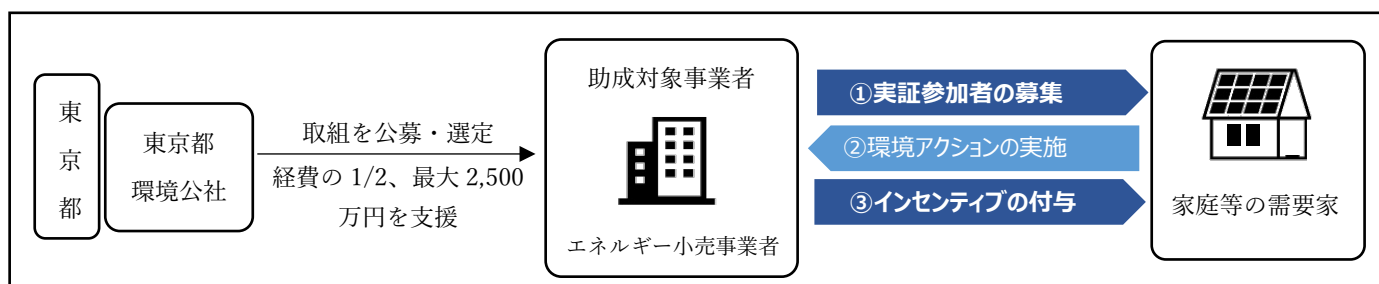


図 1：実施スキーム

3 本事業の内容

(1) 募集する事業の内容

本事業に係る募集の対象は、都内における家庭の環境アクション（脱炭素に係る行動変容）を推進するための新たなビジネス創出につながる先導的事業であって、表 1 に掲げる想定ビジネスや期待される効果を都内の家庭等で実証・検証し、当初想定との乖離については原因等を分析することで、提案事業の社会実装に向け取組む事業とします。

表1 募集の対象となる事業

想定ビジネス	期待される効果	事業例
・家庭の環境アクションを推進するビジネスを想定 ・環境アクションを行う家庭等に対しインセンティブを付与することにより、継続的な実施が見込まれるビジネスを想定 ・デジタル技術やスタートアップ事業者(※)の技術の活用等による先進性の高いサービスを想定	・環境アクションの認知度向上、定着 ・A I・I o T等のデジタル技術の脱炭素分野での活用促進	・スマートメーターの活用による見える化をさらに深化させた省エネ推進策及び削減量に応じたインセンティブ付与など ・I o T機器を活用した昼間の再エネ電力利用促進を行うとともに、電力料金とも連動することで需要家にインセンティブとなる取組など

※スタートアップ事業者とは、以下の①又は②のいずれかに該当する事業者とします。

①創業又は第二創業(本事業に係る事業に限る)からの経過年数が10年未満の事業者

②『優れた技術・製品等を有するスタートアップに係る等級によらない入札参加制度の対象事業追加について』(令和6年7月18日東京都財務局)「2 対象事業者」の①に該当する事業者

(参考 https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20240718102948_1.pdf)

※スタートアップ事業者に該当するか判断に迷う場合は、公社までご相談ください。

(2) 本事業の実施期間

実施要綱第7のとおりです。なお、家庭の環境アクション推進事業助成金交付要綱(令和7年4月25日付7都環公地温第836号。以下「交付要綱」といいます。)第20条第1項に規定する実績報告書兼助成金交付請求書の提出期限である令和8年12月21日までに、事業効果の検証が終了し、結果の報告ができるよう、計画的に実証を行ってください。

(3) 助成対象経費

実施要綱第4 2 (3)に規定する経費であって、原則として以下アからキまでの条件を満たし、公社が必要かつ適切と認めたものとします。なお、本事業での経費の詳細は別表1のとおりです。

ア 本事業を実施するために直接必要であり、かつ必要最小限の経費

都内の家庭を対象に行う実証に必要な経費のみが助成対象となります。ただし、本事業と併せて、自社経費を使って、他県で同様の実証を行うことやポイント付与等のインセンティブの上乗せを行うことは可能です。また、本事業でシステム構築等を行ったシステムや実証結果を活用し、本事業実施後に社会実装を進めることは可能です。

イ 助成対象事業者及びコンソーシアム等を組む場合の連携事業者(以下「助成対象事業者等」という。)が自社以外の事業者等に外注する業務に要する経費

ウ 実施要綱4 2 (2)に規定する助成対象事業の実施内容が報告書類(写真、帳簿類等)により確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費

エ 委託内容を主要業務とする業者に直接委託・契約するもの

オ 見積書等が外貨建てである場合、円貨建てに換算した経費

カ 交付要綱第8条第1項の規定により公社が交付決定した日の後に契約締結したものに係る経費

キ 助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者等のグループ企業や関係会社からの調達等に係る経費がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とします。

(4) 助成金額

実施要綱第4 2 (4) のとおりです。なお、1 事業者が複数事業を応募することは可能とします。

助成対象事業者等は「6 事業者の選定」に記載した審査で採択された後、交付要綱に則り、助成金の申請を行うことができます。

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象事業者等の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合の例

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象事業者等との持株比率が 20%以上 100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

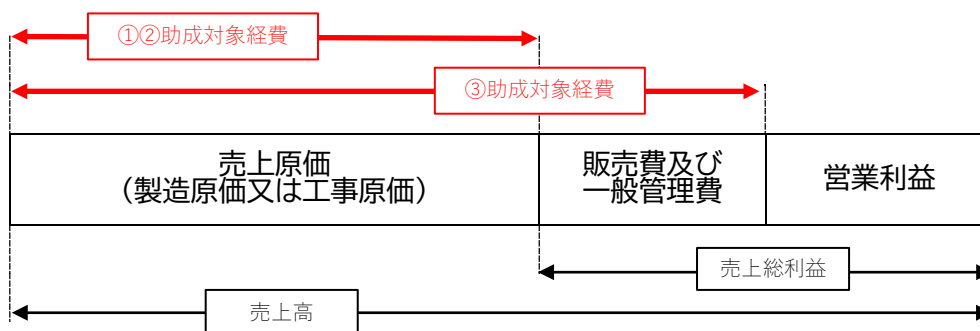
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、注意してください。

4 応募者の要件

公募に応募する事業者（応募主体者）は次に掲げるすべての事項を満たすものとします。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」といいます。）が予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- ③ 地方自治法地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑦ 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- ⑧ 都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- ⑨ 税金の滞納をしていないこと。
- ⑩ 過去の業務その他の事情において、都が本助成金の交付にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- ⑪ 応募主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同して本事業を実施する場合には、連携事業者も上記の③から⑩の要件をすべて満たすこと。

5 応募について

（1）質問事項の受付

募集要領の内容等について質問を受け付けます。

ア 質問締切

令和 7 年 5 月 23 日（金）正午

イ 質問方法

質問票（様式 1）に質問事項を記入し、「9 お問合せ」に記載したメールアドレスに提出してください。また、送付後は「9 お問合せ」に記載した電話番号に連絡の上、受信確認を行ってください。なお、電話での質問等、上記以外の方法による質問は一切受け付けません。

質問票の様式は、クール・ネット東京のホームページよりダウンロードできます。

ウ 回答日

令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時までに、原則として応募者全員に、電子メールで質問及び回答を送付します。

※質問がなかった場合には回答は行いません。

（2）応募申請書及び企画提案書等の提出

ア 提出締切

令和 7 年 6 月 16 日（月）正午

イ 提出書類（いずれも 10 部）

●応募申請書（様式 2）

●企画提案書（様式 3）

- ・ A 4 版 10 枚以内（両面カラーとし、1 ページにつき 1 スライドを印刷してください。2 アップ等の場合は受理できかねます。）

- ・企画提案書の様式は、クール・ネット東京のホームページよりダウンロードできます。
- ・企画提案書の内容から助成対象事業者等の会社名が判別できないようにしてください。
- ・経費については有効な見積書を添付してください。なお、請負会社は原則競争により選定することとし、選定方法の確認のため、2社以上の見積書を添付してください。2社以上の見積書の提出が困難な場合は理由書を添付してください。
- ・小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」又は「代理」を行う者は、供給元の小売電気事業者との間で交わした承諾書を添付してください。高圧一括受電事業者の場合は、小売電気事業者との供給契約書と、マンション管理組合との基本契約書を添付してください。

●応募主体者の会計決算書（貸借対照表、損益計算書）

- ・対象年度は直近決算期の2年間とします。
- ・応募主体者の会社名が判別できないようにしてください（黒塗り等）。

●補足資料（任意）

- ・補足資料は、企画提案書を補足する内容を示す資料（パンフレット等）を指します。
- ・応募主体者や連携事業者の会社名が判別できないようにしてください（黒塗り等）。

（3）提出方法・提出先

原則電子メールにより提出してください。また、添付ファイルについては、合計10MB以内に収めてください。

【提出先】cnt-kankyo-action@tokyokankyo.jp

電子メール送付の際、メール件名は以下のとおり明記してください。

「【家庭の環境アクション推進事業】代表企業名（内容）」

※（内容）欄には応募、提案、質問などのアクションを記載してください。

書類に不足が無いか確認し、受領メールを返信します。

6 事業者の選定

（1）選定方法

選定については、書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で実施します。プレゼンテーション審査は、家庭の環境アクション推進事業審査委員会設置要綱（令和7年4月25日付7都環公地温第836号。以下「審査委員会設置要綱」といいます。）にもとづき、家庭の環境アクション推進事業審査委員会を開催することにより行います。

書類審査では、提出された応募申請書及び企画提案書等について不備がないか確認し、不備があれば指摘します。すべての不備が提出締切日までに解消されない場合は、書類審査を通過できません。プレゼンテーション審査については、書類審査を通過した応募者に対してのみ実施します。

なお、審査はすべて非公開で行い、審査の経過や結果等、審査内容に関する問合せには応じません。

（2）選定スケジュール

募集開始	令和7年5月15日（木）
質問票 提出締切	令和7年5月23日（金）正午
質問回答（予定）	令和7年5月30日（金）
応募申請書及び企画提案書等 提出締切	令和7年6月16日（月）正午
プレゼンテーション審査※	令和7年6月27日（金）予定 会場、時間等の詳細は別途通知します。
結果発表	令和7年7月上旬予定

※プレゼンテーション審査は、1事業者当たり25分程度（質疑応答時間含む）で実施します。

※プレゼンテーション審査は、提出した企画提案書を基に行ってください。

※実施日等について、万一変更が生じた場合は、別途通知します。

※本事業の予算総額は1億円であり、上記選定スケジュールで選定した事業総額が1億円に満たない場合は、追加募集の可能性があります。

7 プレゼンテーション審査の開催概要

(1) 開催日程

令和7年6月27日（金）予定

(2) 開催場所

公社が指定する場所にて実施予定

※審査会は対面実施ですが、審査員はオンライン（Zoom）参加の場合もあります。

(3) 審査時間

25分程度（説明15分、質疑応答10分）

(4) 説明方法

ア 事前に提出した企画提案書及び補足資料を用いて、プレゼンテーション及び質疑応答を行ってください。事前に提出した書類以外を用いてはなりません。

イ 必要に応じて、会場内に設置されたモニターを使用しても構いません。

なお、モニターを使用する際は、公社からの審査会開催連絡時にその旨を申し出てください。当日は各自でパソコンを持参し、公社が準備したHDMIケーブルで接続の上投影してください。投影する資料は、事前提出の企画提案書等を用いることとし、追記、修正及び追加の資料等は認めません。

ウ 審査会当日は、審査員に対して事前提出の企画提案書等が配布されているため、追加の資料を配布することは禁止します。

エ 審査は、応募事業者及び連携事業者を特定できる事項の記載のない企画提案書等を基に実施します。また、プレゼンテーションにおいても、応募事業者が特定できる発言は禁止します。

(5) 評価基準

審査・選定に当たっては、以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行います。

審査項目	審査の視点	配点
ア 事業 企画の妥 当性	（ア）本事業への適合性 提案内容が本事業の趣旨・目的に適合しているか。	15
	（イ）事業の先進性・スタートアップ技術の活用 これまでにない先進性の高い（独自性のある）取組又はスタートアップ事業者の技術等を活用した取組か。	20
イ 事業 の効果	（ア）CO2削減効果 提案された取組によるCO2削減効果について定量的かつ高い効果が得られるものか。	20

	(イ) 波及効果・ビジネスの自走 本事業を実施した後、他エリア、他事業者への有意な影響の拡大が期待されるか。また、ビジネスとして自走可能か。	10
	(ウ) 都の行政課題との親和性 本事業を通じて、他分野の都の行政課題解決にも資する効果が期待されるか。	10
ウ 履行 の確実性	(ア) 実現性・実効性 事業の実施手順やスケジュール、経費が明確になっているか。	15
	(イ) 組織体制の確保 事業実施のために十分な組織・体制を確保しているか。	10

(6) 注意事項

- ア 審査会の出席者は各社5名以内に限ります。
- イ 審査会の詳細（集合時間、集合場所等）は別途連絡します。
- ウ 指定された時刻の5分前には、集合場所に待機してください。開始予定時刻に遅刻した場合は、辞退とみなす場合があります。
- エ プレゼンテーションは、所定の時間を厳守してください。時間を超過した場合、説明の途中であっても打ち切る場合があります。

8 留意点等

(1) 採択後の留意点

本事業に採択された場合は、以下の点について留意してください。

- ・ 採択後における、助成対象事業者等の都合による事業への参加辞退は、原則不可です。
- ・ 事業の実施に当たっては、交付要綱及び関係法令等を遵守してください。
- ・ 実証に参加する家庭の需要家に対し、事前に、実証の意義、内容、注意事項等を説明してください。また、需要家からの問合せの対応については、原則、助成対象事業者等が行ってください（委託等で問合せ窓口を設置することは可能）。
- ・ 都及び公社は、助成対象事業者、実証参加家庭、施工会社、コンソーシアム等の連携事業者の間で生じる問題に関して関与しません。
- ・ 必要に応じて事業内容の変更を検討してください。なお、変更にあたっては、公社と協議の上、決定してください。
- ・ 効果検証の場において、事業で使用する機器等が意図せず損壊される等の事態が発生した場合であっても、賠償はなされません。
- ・ 本事業を広く PR するため、事業実施期間中の映像撮影や、当該映像等の公表等に協力してください。
- ・ 本事業の成果検証に当たり、実施後の調査（アンケートやインタビュー等）に協力してください。また、本事業で得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供してください。なお、本事業の成果に係るデータ等は、公社の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないでください。
- ・ 助成対象事業者等は、交付申請時に提出する助成事業実施計画書に沿った形で事業を実施してください。

- ・ 本事業実施期間中、公社の求めに応じ、必要な進捗報告を行ってください。また、公社及び都が進捗確認等のため現地に赴く場合は、その対応を行ってください。
- ・ 公社に対し、本事業の成果に関する報告を実施してください。
- ・ 企画提案書に記載した内容は、事業の基本方針としてください。また、採択後において、助成対象事業者等の都合により内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取り消し、または助成金の交付を中止する可能性があります。

(2) その他

上記以外の助成金交付に係る事項については、交付要綱を確認してください。

9 お問い合わせ

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 17 階

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

温暖化対策推進課 建物脱炭素化支援チーム

メールアドレス：cnt-kankyo-action@tokyokankyo.jp

事業全般、募集要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式 1）に質問事項を記入の上、以下のお問合せ先に電子メールにてお問い合わせください。質問の受付期間は、令和 7 年 5 月 23 日（金）正午までとします。また、質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 30 日（金）を目途に、メールにて送付予定です。

別表 1

種別	本事業での経費の詳細
調査・設計費	① 本事業の実施に必要な調査・設計に係る経費 ② システム構築費等 ・ システム構築・改修に係る設計・開発に要する経費 ・ ソフトウェアのカスタマイズ、設定に要する経費 ・ クラウドサービスの初期設定に要する経費 ③ その他公社が助成対象事業を行うために特に必要と認めるもの
設備費	① IoT 機器等※の本事業の実施に必要な物品や機械・設備の購入、リースおよび保守等に係る経費 なお、家庭等の需要家へのエアコン、冷蔵庫、EV、太陽光パネル、蓄電池などの省エネ設備や再エネ設備の購入、リースおよび保守等に係る経費は認められない。(都の別の補助事業を活用することは可能) ② その他公社が助成対象事業を行うために特に必要と認めるもの
工事費	① IoT 機器等の設置に必要な工事に要する経費その他公社が助成対象業務を行うために特に必要と認めるもの
管理・運営費	① 本事業の実施に必要な需要家に対するポイント等のインセンティブ付与に係る経費 ・ ポイント等付与想定数に、ポイント単価を乗じ、別表 2 に定める失効率等を考慮して算定すること。 (ポイント等付与想定数×ポイント単価×(1－失効率等)) なお、不正防止の観点から審査において必要な需要家の個人情報の都及び公社への提供について、需要家から同意してもらう必要がある(ただし、ポイント等に係る経費の支払証憑が提出できる場合は除く)。 ② 需要家に対し事業説明及び実証参加を呼びかけるなどの広報経費 ただし、実証・検証等を伴わない広報だけの事業は認められない。 ③ ソフトウェア及びクラウド利用料等 ・ システムの運用・保守に要する経費 ・ ソフトウェアの利用に要する経費 ・ ソフトウェアの運用・保守・サポートに要する経費 ・ クラウドサービスの利用に要する経費 ・ クラウドサービスの運用・保守・サポートに要する経費 ・ データ分析に要する経費 ④ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

※所有者が家庭等の需要家の場合、助成対象事業者は、「購入後に転売若しくは景品等に使用してはならないこと」及び「実証期間終了までは利用可能な状況を確認すること」について、需要家から同意してもらう必要があります。

別表 2

ポイントの概要	失効率 (%)	詳細
電気料金と相殺するポイント	0	自動的に電気料金から値引きがされる等、ポイント利用が必ず実行される仕組みを導入する場合は失効率 0%を適用します。
有効期限のないポイント	0	ポイントの有効期限が無期限であることを確認できる資料を提出いただき、制度を確認の上で、失効率 0%を適用します。
自社発行ポイント	8	自社で保有する独自のポイントプログラムにおいて発行するポイントを用いる場合は、原則として、統一失効率 8%を適用します。
他社が発行する共通ポイント	0	共通ポイント発行事業者からのポイント購入に対して支払う金額を補助対象とし、失効率は 0%を適用します。

※失効率は原則です。

※自社発行ポイントを用いる場合に、過去のポイント付与・利用／失効の実績に基づく失効率を使用したい場合には、提出資料に基づき確認し、以下の計算式にもとづき失効率を算出し、適用します。

$$\text{失効率} = \frac{(\text{直近 1 年以内で指定する 6 か月以上 12 か月以内期間の失効数} + \text{期間外失効数})}{\text{失効ポイントの付与期間の総付与ポイント数}}$$

例

- ・令和 4 年のポイント失効数＝100 ポイント／年
- ・退会等による当該付与ポイントの期間外失効数＝50 ポイント（令和 4～5 年累計）
- ・令印 4 年に失効するポイントの付与期間の総付与ポイント数＝ 1,000 ポイント／年
- ・失効率＝（100+50）／1,000×100＝ 15%

※期間によらず失効するポイントが存在する場合で、それを付与期間と紐づけ特定できる場合はその付与と失効実績も加算してください。

※失効数とポイント付与期間は必ず同じ長さの期間を指定してください。

※有効期限の設定が分かる資料を、付与及び失効の実績資料とともに提出してください。